

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社竹中土木
- (2) 代表者氏名 取締役社長 竹中 祥悟
- (3) 所在地 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号

- 2 指名停止措置期間 令和 8 年 8 月 2 1 日から
令和 8 年 9 月 2 0 日まで（1 カ月）

3 事案の概要

株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていたとして、同社の使用人が、労働安全衛生法違反により、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

株式会社竹中土木の使用人が、労働安全衛生法違反により、羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことは、山口市の契約相手方として不適當であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 31（不正又は不誠実な行為）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内